平成２４年（ワ）第３６７１号外　大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原　告　　竹本　修三　　外

被　告　　国　　外１名

原告第 111 準備書面（訂正書）

２０２５年（令和７年）３月１３日

京都地方裁判所　第６民事部合議ろＡ係　御中

原告ら訴訟代理人

弁　護　士　　中　島　　晃

同　　渡　辺　輝　人

外

記

原告第１１１準備書面の「序」の記載に誤りがあったため、１の下線部分を２の下線部分のとおり訂正する。

１　訂正前

「序

本意見書を作成された池内了氏は、専門は宇宙物理学であり、国立天文台教授を経て国立天文台研究所所長を務め、直近で言えば、公職として新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会委員長を務めた。その他、意見書後述の経歴や著書からわかるように、宇宙物理学のみならず、科学全般に対する造詣の深さが明らかである。長い間科学者として研究・考察された中から科学史についても詳しく、「科学論」を展開し、科学には数々の限界があることを著書「科学の限界」において指摘している。

池内氏は、そのような研究・考察過程を経て検証総括委員会委員長の立場にあった経験から、原発の安全性について科学の限界を意識した上で判断されるべきだとして本意見書を作成したものである。」

２　訂正後

「序

本意見書を作成された池内了氏は、専門は宇宙物理学であり、国立天文台教授などを経て、直近で言えば、公職として新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会委員長を務めた。その他、意見書後述の経歴や著書からわかるように、宇宙物理学のみならず、科学全般に対する造詣の深さが明らかである。長い間科学者として研究・考察された中から科学史についても詳しく、「科学論」を展開し、科学には数々の限界があることを著書「科学の限界」において指摘している。

池内氏は、そのような研究・考察過程を経て検証総括委員会委員長の立場にあった経験から、原発の安全性について科学の限界を意識した上で判断されるべきだとして本意見書を作成したものである。」